

クーリング・オフについて

1. お客様が電話営業、訪問販売、通信販売等でお申込み（契約）された場合、本書面を受領された日を含めて8日間は、書面（下図参照）により無条件でお申込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力は書面を発信したとき（郵便消印日付）から発生します。

2. この場合お客様は、①損害賠償又は違約金の支払を請求されることはありません。
②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払義務はありません。
③すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
④権利を行使して得られた利益に相当する金額の支払を請求されることはありません。

3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、法律に定めるクーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリング・オフすることができます。

4. クーリング・オフを希望されるお客様は、下図のようにハガキ等に必要事項をご記入の上、本社あてに郵送してください。（簡易書留扱いが確実です）

| | |
|---|---|
| <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> <p>597-0094</p> <p>大阪府貝塚市二色南町2-1-1</p> <p>株式会社ダイキチ</p> <p>お客様サービスセンター行</p> <p>・ご住所、ご契約者名</p> <p>・電話番号</p> | <p>申込日（契約日）令和〇年〇月〇日</p> <p>お申込場所（ご契約場所）</p> <p>・電話番号</p> <p>・商品名</p> <p>・初回お届け日</p> <p>右記日付の申込は撤回 または契約解除します。</p> |
|---|---|

ハガキ見本